

第123回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和3年3月23日(火) 13:55～15:55	場所 オンライン会議 (平塚市役所本館 302会議室)	確認者 諸坂会長
--------------------------------	-----------------------------------	-------------

出席者 16人
 委員 諸坂会長、佐藤委員、石川委員、児玉委員、中島委員、長谷川委員、目黒委員
 事務局 舩水課長、鈴木担当長、風間主査、中戸川主任、黒沢主事
 実施機関 健康課(磯部課長、長島主査)
 教職員課(斗澤担当課長、樹本主査)

1 第122回議事録の確認について
 議事録の確認を行った。

2 議題

(1) 要配慮個人情報の取扱いに関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第6条:諮問第354号)【公開】

(審議対象事務)

教育指導課「平塚市立学校事故・事件等調査委員会事務」

(実施機関の説明)

学校において、重大事故・事件が発生した際、文部科学省「学校事故対応に関する指針」に基づく情報公開や原因の調査のため、第三者委員会を設置し、調査・審議を行う。第三者委員会は学校現場での重大事故・事件の関係者等から聞き取りを行い、聞き取り調査の内容を基に、報告書を作成する。聞き取る内容は、発生事案によって多岐にわたり、要配慮個人情報が含まれる個人情報を取扱う必要がある。

(審議の結果)

当該事務における要配慮個人情報の取扱い(要配慮個人情報:信条、犯罪の経歴、犯罪被害の事実、健康診断等の結果、人種、刑事事件手続が行われたこと、病歴、医師等の指導等、社会的身分、少年保護事件手続が行われたこと、心身の機能の障害)について、諮問の内容を認める。ただし、次のとおり意見し、諮問資料を修正することを求める。修正後、会長の確認を受けること。

意見

市ホームページへの掲載は、市の活動を広報する目的で行われるものである一方、第三者委員会の報告書は、市長に対して提出される[文書]であり、市民へ公表することを前提として作成されるものではない。

第三者委員会への諮問目的とされた事項が市ホームページに掲載される場合でも、報告書の内容において、特に、個人情報保護等の観点から掲載する範囲及び具体的事項は当然に限定されなければならない。

上記の理由から、「取り扱う個人情報について(収集した個人情報を他の課や機関では利用するか。)」の項目に、「市ホームページに掲載すること」を記載することは適切ではない。

修正部分

「取り扱う個人情報について(収集した個人情報を他の課や機関では利用するか。)」の記載の中で利用する機関として、記載されている「市ホームページ閲覧者」を改めること。

(2) 特定個人情報保護評価再実施に係る報告について【公開】

- 特定個人情報保護評価書「予防接種に関する事務」について、特定個人情報保護評価指針で規定する重要な変更(法令上の根拠の追加)が生じたため、評価の再実施(令和3年2月1日実施)を行ったことについての報告を健康課が

ら受けた。

【再実施理由】

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に際し、個人番号を利用する根拠として、番号法別表第1項第93の2を記載する必要があるため。

(3) 個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)

【公開】

- ・ 個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録2件、登録変更41件、廃止4件の報告が事務局からあり、内容を確認した。
- ・ 市民課、こども家庭課の2件の事務登録簿について、事務局が回答できなかった部分は、所管課に確認の上、次回報告することとした。

(4) 外部委託等に係る報告について(平塚市個人情報保護条例第50条第2項)【公開】

- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等(実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせる場合)について、新規委託3件、変更(委託契約の更新等)9件、委託終了5件の報告が事務局からあり、内容を確認した。

3 その他

- ・ 第122回平塚市個人情報保護運営審議会からの意見等への対応について、対応結果の報告が事務局からあり、内容を確認した。
- ・ 次回の審議会は、令和3年6月2日(水)に開催する。

以上

< 配付資料 >

第122回議事録

平塚市個人情報保護条例第6条ただし書きの規定に基づく要配慮個人情報の取扱いに関する諮問事案一覧

特定個人情報保護評価再実施に係る報告について

個人情報取扱事務に係る届出の報告について

個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について

第122回平塚市個人情報保護運営審議会からの意見等への対応について

答申の写し